

外国人技能実習制度について

外国人技能実習生制度の見直しについて

外国人技能実習制度は、我が国で培われた技能等を開発途上国に移転を図り、途上国の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的に、平成5年に「外国人技能研修制度」として始まった。「外国人研修生」は、民営、又は国公営の送出し機関から送出色、日本側の受入機関で研修を実施する。研修生の滞在期間は、基本的に1年以内であるが、国の技能検定に合格する等の所定の要件を満たした場合は、同一機関で実践的な技術習得のため、雇用関係の下で、更に2年間、合計3年間滞在が可能である。

平成22年より、「学ぶ」活動である研修に加え、「労働者」として実践的な技能・技術を習得するための「外国人技能実習制度」として導入されている。

今年4月より、事業協同組合等(監理団体)や組合員企業(実施機関)として不正行為を行っていないことに加え、役員、管理者等についても不正行為を行っていないことを条件に、国土交通大臣が特定管理団体として認定した場合に、平成32年までの期間限定で、造船業と建設分野における外国人就労者が、特定活動として2年間就労出来るようになった。

本年4月より、建設分野及び造船分野の技能実習修了者について、技能実習に引き続き国内に在留し、又は技能実習を修了して、一旦本国へ帰国した後に再入国し、受入企業と雇用関係の下で、業務に従事することが出来るようになった。

適正化指導事業

近年、外国人技能実習生の増加に伴い、実施機関等による入管法令違反、賃金未払いや長時間労働の不正事案等の発生に加え、アメリカ国務省の人身売買に関する報告等、国内外から技能実習制度について批判されている。

一方で、受入側からは、対象職種の拡大、実習期間の延長や受入人数の上限の見直し等、制度の拡充に関する要望もある。

本会では、今年度より全国中小企業団体中央会からの補助事業として外国人技能実習制度適正化事業を実施している。

この事業は、外国人技能実習生共同受入事業を行う監理団体及び実施機関による不正行為の防止に努めるため、弁護士、社会保険労務士や中小企業診断士等の専門家と本会職員が適正化指導、組合間の連携の他、各監理団体に対する適正化に向けた講習会を2回開催するものである。

また、組合・組合員が対応すべき事項について、5組合30企業を対象として状況を確認、指導を行うことを目的に実施している。

問い合わせ先

山形県中小企業団体中央会 連携支援部

TEL.023-647-0360 FAX.023-647-0362